

裁判員経験者意見交換会議事録

- 1 日 時 平成27年1月20日（火）午後2時30分から午後4時30分
まで
- 2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 参加者等
裁判員経験者 5人
司会者 川神裕（大津地方裁判所長）
裁判官 川上宏（大津地方裁判所部総括判事）
検察官 佐藤裕亮（大津地方検察庁検事）
弁護士 佐藤正子（滋賀弁護士会所属弁護士）
司法記者クラブ記者5人
- 4 議事要旨

司会者：大津地方裁判所長の川神です。

本日は、裁判員経験者意見交換会に5人の方に御参加いただきました。裁判員経験者の皆様には、既に裁判員として重責を果たしていただいた上に、さらにこの意見交換会に御参加いただきました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。どうか本日はよろしく願いいたします。

大津地方裁判所で開催する裁判員経験者の意見交換会は、今回が5回目になりますが、最初にこの意見交換会の趣旨を御説明させていただきたいと思っております。平成21年5月に裁判員制度が始まり、昨年5月で5年を経過しています。この間、大津地方裁判所においても、多くの方々に裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っているところですが、裁判員裁判を経験されてしばらくたったこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、率直な御意見、御感想をお聞きしたいと思っております。伺いました御意

見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく参加しやすい、そして、充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨です。本日は、裁判官、検察官、弁護士にも参加していただいておりますので、制度をさらによいものにしていくために、法律家がどういった工夫、努力をすればよいのか、そういった点についても厳しい御意見も含めて、率直な声をお聞かせいただければと思っています。

また、本日は報道関係の皆様にも傍聴していただいております。報道を通じて、裁判員経験者の皆様の生の声を県民、国民の方にもお届けするということによって、今後、参加される方に裁判員制度について正確なイメージを持っていただく、そのことによって、安心して裁判員裁判に参加していただくことができればと思っています。ぜひとも、活発な意見交換をお願いいたします。

なお、裁判官、検察官、弁護士の方には、裁判員経験者の方からの質問等があれば、適宜お答えいただくこともあろうかと思えます。また、裁判員経験者の方の御発言に関連して、お聞きになりたいことがあれば、御発言いただいで結構です。

それでは、早速、意見交換に入らせていただきます。裁判員経験者の皆様には、1番、2番というような番号で呼ばせていただきますので、御了承ください。なお、本来、今日6人の予定でしたが、4番の方が1人欠席になっていますので、その方のところは欠番のままで呼ばせていただきます。

意見交換会の進め方については、お手元に配布しました進行予定表のとおりとさせていただきたいと思えます。御協力をお願いいたします。

それでは、まず、裁判員の選任手続及び公判の日程について伺っていきます。審理に入る前に、裁判員の候補者としての呼出し通知が届いたときのお気持ちや、現実に裁判員として選任されたときのお気持ちなども含めまして、御感想、あるいは、お気づきになった点などがあればお話をいただければ

ばと思います。

早速ですが、1番の方からお願いできますでしょうか。

裁判員経験者1：選任手続に関しては、最初、名簿に記載されましたという通知が来て、私は、ほぼ1年ぐらい何もなかったの、何もないのかなと思っていたら、選任しますので来てくださいという通知が来ました。「ほんまに来るのや」みたいに思いました。選任手続に関しては、パソコンでポンとランダムに選んで、「あ、こんな簡単に選ぶんや」と思いました。

公判に関しては、4日ほどでしたので、結構短く、そんなに負担として感じなかったです。

裁判員経験者2：まず、薄緑の封筒が送付され、1番の方がおっしゃられたように、それからしばらく時間がありました。その後、呼出しの通知がありました。呼出しの通知があったときに、公判の日程も書かれていて、それが三、四日の日程が記載されて、その間来てくださいという話でした。そのときに、会社の中で一応、裁判員に呼ばれたのでということで、業務の調整をしました。一応調整が立ったので、やって来たところ、そこでまた抽せんがありますということでした。せっかく調整した後だったので、むしろそのときには、当たってほしいなという気持ちのほうが強かったです。はずれて帰って、やっぱりなしになりましたといったら、せっかく代わりの業務をやってくれた人に何か申し訳ないというようなところがあったので、私は、どちらかという、事前の調整というところに、ちょっと時間がかかったかなというのが、率直な感想です。

司会者：事前の調整、会社の中でのそういう調整をするのに時間がかかったという御趣旨ですよね。

裁判員経験者2：そうです。会社の中での調整に時間がかかりました。

司会者：具体的にどのぐらいの負担だったんでしょうか。

裁判員経験者2：要するに、会議が入っていたり、それから、お客様を受け入

れたりですとか、そういった予定が入っていたのを、別の人に代わってもら
うという調整をしました。

裁判員経験者 3：私は、当初、候補になりましたという通知をいただいた時点
では、候補にはなっても呼ばれないだろうと思っていたのと、直前に選任の
手続に入りますから、裁判所に出てきなさいと言われたときも、行ってもど
うせはずれるだろうというぐらいのつもりで、こちらへ来させていただいた
んですが、あいにくというか、くじ運が良くて、当たったんですが、2番の
方がおっしゃったように、私もサラリーマンをしていますので、当然会社の
ほうに報告をして、休みの手続をしつつという中で、結果的に日程が4日、
5日だったのでというのはあるのですが、俗に言う重い案件というんです
か、そういう場合だったら、実際どうするんだろうというのはありました。
私の場合は、比較的予定どおり進めていただいたのかなと思っていますが、
そういう案件によって、マスコミとかで言われているように、何回も公判が
あるような案件だったら、どうして調整するんだろうというのは正直ありま
した。

裁判員経験者 5：僕も皆さんと同じように、最初に通知が来まして、仕事の都
合もありますので、当たるか当たらないかちょっと分からないんですけど
も、一応、休みがどれぐらいでというのを会社に報告させてもらいました。事
前に資料もCDとか送られて封筒に入っていましたので、それを見ながら、
自分でも理解しました。裁判員候補者に選ばれて、選任の手続をするとい
うことで、こちらに来させてもらいました。仕事の都合もありましたが、調整
した結果、休みもすぐ取れましたし、前もって上司の方にも言っていました
ので、すんなり休めました。うちの会社は、裁判員に選ばれた場合は、特別休暇
を充てられるということで、有給扱いではなく、特別休暇で休ませてもら
いました。会社の方も、申請の手続がありましたので、裁判所から来た通知と
かの書面を全部持って帰るという必要もありましたけども、裁判所の方から

全部参加しましたという書面もいただきましたので、会社の申請もすんなり通りました。

日程ですが、公判も選任の翌日からすぐ始まりまして、4日間程度で終わりましたので、その週の1週間のうちに終わり、負担は一切なかったと感じています。

裁判員経験者6：皆さんと同じように、最初の通知が来まして、忘れた頃に裁判所の方に来てくださいという次の通知が来ました。それで、その中に書かれている中で、守秘義務を守ってもらいたい、余りむやみにしゃべると罰せられることがあるということがありましたので、限られた上司にだけ話をしまして、必ず参加するべきであろうという形で、以前この制度が始まったときから参加すべきであるということは心に持っておりましたので、進んで参加させていただきました。ここへ寄せていただきますと、まず、40人ぐらいの方がおられまして、なかなかその中で、選ばれることはないであろうという安易な気持ちでいて、帰る用意をしているときに、先のようにランダムで選ばれました。そのときは、選ばれても自分はすべきであると思っていましたので、何の戸惑いもなく、選ばれたことに責任を果たそうと思っていました。選任については、問題ありませんでした。ただ、職場とかの状況、公判日程によって、100日を超えるような日程があると、どのように対処していくべきなのかということは、最近、自分が経験してから思っています。

司会者：先ほど、5番の方の話の中で、参加していた間の取扱いを特別休暇として扱うという制度のことが紹介されたんですが、ほかの方、特に先ほど会社での調整をお話しされた2番の方、3番の方、5番の方は、現に参加されたというときには、その間の勤務のことはどのように扱われているのでしょうか。もし、差し支えなければ。

裁判員経験者2：私の場合には、有給休暇という扱いで参加させていただきました。会社としては、一応、個人が選ばれたということですが、それについ

ては、可能な限り支援をするという立場だと聞いています。

裁判員経験者 3：私どもも、中小企業ですので、本来、特別休暇があるかなということで、話をしましたが、結果的には有給を使いました。会社とすれば、有給を許可することで協力しているというスタンスでした。ちょっと違うかなとは思いましたが、とりあえず、有給の残が残っていますから、これとって問題にせずというふうには思いました。ただ、先ほど5番の方がおっしゃったように、そういうふうな社会になっていくべきじゃないのかな、なっていたらいいなというのは、当初から感じていました。

裁判員経験者 6：私も、特別休暇で必ず行きなさいと背中を押されました。

司会者：会社のほうで理解があるということは、望ましいなというふうに改めて思いました。

次に、公判が始まってからの審理日程ですが、連続した日程で行われた方が比較的多いのですが、2番の方、5番の方、6番の方は、休みなく連続した形で行われていかがでしたか。

裁判員経験者 2：連続した日程のほうが記憶に残ったので、記憶が鮮明なうちに、翌日の話につながっていったので、私としては、分かりやすかったです。それから、休みの関係で、飛び飛びよりも、まとめてというほうがやりやすかったと感じています。

裁判員経験者 5：僕も同じです。続けてやったほうが分かりやすいですし、休みも取りやすい関係もありまして、続けてのほうがよかったです。

裁判員経験者 6：4日間、月曜日から木曜日という形だったのですが、日程的には大丈夫だったと思います。

司会者：途中で休みがあった1番の方は、どうでしょうか。

裁判員経験者 1：私のときは、木、金あって、土、日挟んで、また2日間あったのですが、3日目のときは、やっぱり同じ裁判員の人たちと、「確か先週、こんな感じやったよね」みたいなおさらいしながらだったので、連続したほう

が、やっぱりいいかなと思います。

司会者：3番の方は、どんな感じでしたか。

裁判員経験者3：確か最後の判決の公判が翌週の月曜日になったかなと思って
いるのですが、週末金曜日でしたか、終わり次第、私は一旦会社に戻って、
それまでの休んだ分の調整と、翌週の確認をしに会社へ行った記憶がありま
すので、自分の仕事がある中では、逆にそのほうがよかったかなと私は思い
ました。

司会者：次へ進みます。

審理のわかりやすさ、時間の長さ、理解のしやすさ等についてですが、こ
れも段階を追って伺いたいと思います。まず、冒頭手続についてですが、検察
官の起訴状朗読、被告人の罪状認否、検察官と弁護人のそれぞれの冒頭陳述
といった手続ですが、この冒頭手続についての分かりやすさという点につい
て、何か御意見があればお願いします。逆に、仮に分かりにくい点があつた
らどういうところだったかということも、教えていただければと思います。

また、順番でよろしいですかね。1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：検察側も辩护人側も分かりやすく資料をまとめて、そういう
冊子も作って見せてくださいますので、分かりやすくできたと思います。

裁判員経験者2：文章そのものは、やっぱり非常に堅苦しい文章だなというふ
うに思いました。ただ、分かりやすく説明をしていただいたので、そういう
点での分かりにくさということは、全くなかったです。

裁判員経験者3：今日、お見えの佐藤検察官、佐藤弁護士お二人が担当いただ
いていた案件だったので、お顔を見て思い出したんですが、どちらもさすが
にというように、テレビの刑事ドラマを見ているように上手な説明、あるい
は、弁護をされていたように思います。

裁判員経験者5：この制度が始まってから、やはり考えて資料も作られている
と思いますので、分かりやすかったと思います。

裁判員経験者 6：確かに分かりやすい状況で、進行も本人さんが認めておられたということで、すっと流れるような形で弁護側の説明等、いろいろと聞いていても、別に何の違和感もなく分かりやすくできました。

司会者：分かりやすくするための、何か工夫といったものはされていたのかどうか伺いたいんですが、例えば、パワーポイントを使った表示をすとか、図や表とかそういったものを利用していたとか、そういったことはあったのでしょうか。

検察官：私どもでは、制度が始まって以来、いろいろ試行錯誤を重ねていまして、パワーポイントを使っていた時期もありますし、大きなボードに図のようなものを書いていたこともあります。ここ数年来は、大体は1枚の紙に納まるものをお手元に配布して、なるべく一覧性の高いもの、それだけ見れば、その審理の中身、全体像が分かるようなものを作るように心がけています。

図面などは、最近では、審理に先立って冒頭陳述を見ていただくので、そのインパクトが余りにも大きくなるような図面とか、そういったものの掲載は控えています。基本的には時系列に沿って、この事件の経過が分かるようなもの、そういったものを作成するようにしています。

司会者：弁護士側はいかがでしょう。

弁護士：検察庁と同じく、我々もパワーポイントを使ったりですとか、いろんな試行錯誤の上で、A4サイズ1枚を配布用の資料として出して、それに従って説明をするということを、私が担当している事件ではしまして、それが分かりやすかったと言っていたので、安心した次第ではあります。何か、ほかの事件でもこういうのが分かりにくかったとかということが、もしあるようでしたら、教えていただければと思います。

司会者：先ほどの話ですと、冒頭手続に関しては、基本的に分かりやすかったという方ばかりだったように伺いましたが、特に気になったことはないでしょう

か。

裁判員経験者全員：（黙って頷く）

司会者：次に，証拠の取調べに移りますが，大きく分けて，証拠の取調べの中で，書証の取調べと，人証の取調べがあります。書証の取調べとは，例えば，供述調書とか，捜査段階で作られた証拠書類の朗読を聞くといったことを意味し，人証の取調べについては，被害者，あるいは目撃者といった証人の尋問，あるいは，被告人本人の被告人質問といったことを，法廷で実際にそのやりとりを見聞きするという形で行うこととなります。

それぞれの事件で，どんな証拠の取調べが行われたかということは，大体思い返されて記憶に残っておられますでしょうか。

書証の取調べについて，まず伺いますが，どのぐらいの時間をかけて書証が調べられたのかと，その時間の長短のこととか，書証の朗読を聞いていて分かりにくかったなとか，そういったことがあったかどうか，この点について伺いたいと思います。

これも順番で伺っていきますが，1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：特になかったです。

司会者：きちんと書証の内容を理解できたということによろしいでしょうか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：被害者の言いたいこととか，目撃者の話などが，検察官調書の内容を聞いただけで，大体理解できたということでしょうか。

裁判員経験者1：はい，そうです。

裁判員経験者2：書証の中身を裁判官の方に御説明いただいたので，それで，分かりやすかったです。私の場合には，別に被告人の方も，もう認めておられたので，余り争うところがなかったというのも，分かりやすかった原因かというふうに思っています。

裁判員経験者3：当初の一番最初の冒頭の部分は，比較的分かりやすかったか

などと思います。ただ、審議の中で、お話が分かりにくいところが一部あったかなという記憶があります。

裁判員経験者 5：事前に説明もありましたので、3番の方と一緒に、被告人の方も認めていましたので、特段もめるところもなく、すんなり進んでいったと思いますので、分かりにくいところはなかったです。

裁判員経験者 6：私も被告人が最初から認めておりましたので、別に何の問題もなく、弁護側、検察側の話をそのまま、何の問題もなく聞いていたという感じでした。

司会者：基本的に、被告人の認めている事件が多かったようなのですが、そういった事件でも、例えば、直接被害者とか、関係者の証言を法廷で聞いたほうがよかったという感想を言われる方も中にはおられるんですが、そういったことを感じられた方はおられないようですね。

次に人証についてです。証人尋問のされ方についてですが、尋問の仕方が、分かりにくかったことがあったかどうかという点について、6番の方から順番にお伺いします。

裁判員経験者 6：証人尋問も身内の方だけであって、それ以外の方がおられなかったもので、自分の認識不足かもしれませんが、それに関わった人の証人があってもよかったのではなかったかということを感じました。

裁判員経験者 5：僕も同じ裁判だったんですけど、特段、身内の方が答えられただけで、難しいことも何もなかったです。

裁判員経験者 3：証人に関しては、被告人の話の中で、家庭内のことが遠因にあるというような話があって、その中でお母さんのことが出てきたように思ったのですが、証人としてお母さんは出ていないので、聞いている中では、煮え切らないというか、わだかまりみたいな、何かもやもやとしたものがありました。そういう意味では、証人に入ってもらえたらよかったかなと思いました。

裁判員経験者 2：私の参加させていただいた裁判では、弁護士の方が呼ばれた証人の方が、一見その事件には関係のないような方だったんですね。そんなこともあって、何でこの人が証人で、証言されるんだろうというのを感じました。それは裁判官の方に、実は、被告人の方も罪を認めておられるので、その罪を償った後に、その後のことを考えて、そういう後のケアをする人たちが証人として呼ばれているのだと思いますよというような解説をいただいたので、非常にそれが分かったということで、裁判官の方がうまく解説していただいたというのが、正直なところです。

裁判員経験者 1：私のときも5番の方、6番の方と一緒に、証人が身内の方でした。御高齢だったり、娘さんがちょっと憔悴している感じで、声が大分小さかったりして、何を言ってるのかよく分からなかったことが多かったです。そこはもう少し弁護人側が説明のフォローとか、そういうのをうまくしてくれたらよかったですとか、思います。

司会者：1番の方の事件では、鑑定人の尋問というのもあったのでしょうか。

裁判員経験者 1：はい、ありました。

司会者：専門的な内容に関する話ではなかったかなというふうに思うのですが、内容は理解しやすかったですか。

裁判員経験者 1：精神科医の方の説明とかありまして、精神のことでいろいろ専門的なことが出たんで、これとこれの違いって何なのみたいなところはありましたが、そこは、裁判官の方とかがフォローとかありますので、多少は理解できたなと感じました。

司会者：被告人質問が2回に分けて行われたという事件が幾つかあったのではないかと思います。その意味等についてはよく分かりましたでしょうか。なぜ、2回に分かれているのかとか。

3番の方、5番の方、6番の方の事件は、そうだったと聞いていますが、記憶に残っていませんか。

裁判員経験者3: 2回あったかなと思うのですが、ただ、なぜあったかと言われると、そこまでは、裁判官の方には聞いていなかったですが、2回あったほうがよかったなというのがあります。

司会者: そのほうが分かりやすかったというか、良かったということですかね。
5番の方、6番の方は余り記憶に残っておられないですか。

裁判員経験者5: 余り記憶にもないし、多分、説明されたかもしれませんがちょっと覚えてはいないです。

裁判員経験者6: 私も同じ意見です。

司会者: 今の件で、裁判所のほうから特にはないですか。

裁判官: 今日来られている方々が担当された事件は全て私が担当したわけではないので、分からない部分もありますが、基本的に被告人質問を2回に分けているということは、事実関係等に争いがあるので、事件の中身をまず話してもらい、その後、今後のことについて証人に聞いた後、今後被告人はどうかを聞くこととなりますので、事件そのものの中身と、今後どうするかという観点を分けて聞いたんじゃないかなと思います。きっとそのときには、そういう説明を差し上げるとは思いますが、5番の方、6番の方の事件は私が担当していませんが、きっと同じような話がされたのではないかなと思います。

司会者: 証人とか被告人に対して、裁判員のほうで質問をされたという方はいますか。直接質問された御感想などがあれば、どうぞ2番の方。

裁判員経験者2: こんな疑問があるんですという話をさせていただいたら、直接聞いてみてくださいと言われたので、質問はさせていただいたんですけど、一番初めだったので、声が上ずって、なかなか意図したとおりのことが言えなかったのですが、そこも裁判官の方に事前に疑問点をお知らせしておいたので、それを補っていただいたというところで、助かりました。

あとの何人かの裁判員の方が質問をしたんですけども、その口火を切った

という意味ではよかったのかなというふうに思っています。

司会者：結果的には、期待していた、それに対する応答というのは受けられたということでしょうか。

裁判員経験者 2：直接話ができたとするのは、良かったと思っています。期待した質問に対しては、きちっと答えていただきました。

司会者：ほかの方は、法廷では質問は直接にはされなかったのでしょうか。

裁判員経験者 3：一言だけ質問しました。ただ、結論から言うと、被告人のほ
うが場なれしていて、上手に答えた側が逃げたかなというぐらいにしか感じ
ませんでした。

裁判員経験者 5：僕のほうも、事前に質問について、こういうふうに次、質問
できますのでという説明がありました。それを受けて、質問内容を聞かせてく
ださいと勧められ、疑問に思っていることを話してもらって結構ですという
ことだったので、質問をこんなふうにさせていただきますということで、裁
判のときに質問しました。自殺願望があったという事件でしたので、勾留さ
れているときにも自殺を考えていたかとか、自殺したい人は何回もされます
ので、どうだったかを聞かせてもらい、それなりの返答をいただきました。

裁判員経験者 6：私の疑問に対しては、裁判官から話の中であり、聞きたいこ
とを裁判官から説明を受けましたので、その場では、質問はしておりませ
ん。

司会者：次に、証人尋問とか被告人質問などが終わった後、今度は、検察官、
あるいは弁護人からそれぞれ意見が述べられたと思います。論告求刑、ある
いは弁論ということになりますけれども、この論告とか、弁論について、ど
のような感想を持たれたかについて伺いたいと思います。

1 番の方からでよろしいですか。特に、その内容について理解しにくいと
か、そういったことがあったかどうかとか、感想があれば伺いたいと思いま
すので、お願いします。

裁判員経験者 1：検察側も弁護側もまとめてうまいこと話してくれましたので、特に疑問に思うこともそうありませんでした。難しさというか、理解しがたさもなく、スムーズに進んでいったので、特に何もなかったです。

裁判員経験者 2：論告、弁論とも争点が比較的分かりやすかったので、論告の中身も弁論の中身も非常に分かりやすかったと認識しています。

裁判員経験者 3：先ほど、ちょっと言いかけてましたが、私の感覚で言えば、弁論のほうで、恐らく情状酌量というところだったのかもしれないんですが、そこが分かりにくかったかなというのは少しあります。

司会者：話の内容が分かりにくいということでしょうか。その情状酌量に結びつく事情として理解できなかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：そうです。決してそれは情状酌量じゃないだろうという私の思いと、少し違ったということですか。

司会者：分かりました。

裁判員経験者 5：特に論告、弁護人弁論は問題なく聞いていました。聞いていて難しいと思ったこともなかったです。

司会者：ほかの方の感想で、検察官の冒頭陳述、それから書証の朗読、さらに論告と、同じことを3回繰り返しているように感じたという意見の方も、その事件と限るわけじゃないのですが、あったようでして、そんな感想は特にないですか。それぞれの段階で、順を追って分かりやすくなっていくというような感じでしょうか。

2番の方お願いできますか。

裁判員経験者 2：特に、違和感はなかったです。ただ、今、おっしゃった冒頭とか、審理とか、その場では、説明いただくのですが、今、思い返すと、それってどこまでが冒頭だったっけとか、審理ってどこからどこまでだったっけというところが、ちょっともやもやとしているので、そうだったかなというように、ちょっと思いもあるというのは、正直なところですか。で、その最

後の論告って、じゃあ、冒頭と論告って、具体的に何が違うんだっけと、確認のためにずっと言ってきたというような印象で、記憶に残っているというのが正直なところですよ。

司会者：ここまでの話で一旦休憩をしようと思っています。この後、評議、評決、それから判決ですね。そういったことから始めたいと思っています。今までの手続段階に関して、何か言いそびれていることはないでしょうか。

(再開)

司会者：次は、評議以降の手続です。まず評議のことについて、伺っていきます。評議の雰囲気とか、進め方についてどういうふうな感想を持たれたかということ、特に、十分自分の思ったことが話せたかといったところあたりをお聞かせいただければと思います。

6番の方からお願いします。

裁判員経験者6：裁判の進行上聞いていることと、裁判官に話をリードしていただいて、特に違和感なく、話したいことは話せました。ちょうど丸いテーブルでしたので、話しやすかった部分もありますので。

裁判員経験者5：評議のときは、「分からないことがありましたら、気軽に」と言われていたので、分からない部分は、資料であっても説明を聞いているうちにちゃんと理解できました。ホワイトボード等を使って、説明もしてもらいましたので、結構、分かりやすかったですし、ちゃんと説明もいただいたので、非常によかったと思います。

裁判員経験者3：裁判官の方が、事実関係とか、あるいは、論点になるようなところをすごく分かりやすく説明いただいたので、私の担当した事件については比較的素人でも分かるのかなというのがありました。ただ、一つだけ、補充裁判員2人の方を含めて全員の中で、私とその補充裁判員の方の1人だ

けが男性だったという、たまたまそういう巡り合わせで、ちょっともう少しそこは、せめて半分ずつできなかったのかなと。抽せんなので仕方がないというものの、もうちょっとというのは、最初の段階でありました。

司会者：本当に抽せんなので、ランダムで選ばせていただいていますので、そこはやむを得ないところかと思えます。

裁判員経験者 2：その評議のときに、類似の判決というんですか、事例をパソコンか何かでこういうのもありますよ、ああいうのもありますよというのを見せていただいたので、それは非常に分かりやすかったです。その上で、なぜ、そういう判決がいいと思うんですかという理由を説明するのに際して、この判決でこうだったからとか、過去の事例からいうと、これぐらいが妥当なんじゃないのかということが、非常にしゃべりやすかったというのが記憶に残っています。

裁判員経験者 1：2番の方もおっしゃっていたように、類似の事件とかの前例とか、そういうので、資料とかパソコンに出していただいて、あと、評議しているときも、みんな緊張して、なかなかしゃべれないとかいう場合も結構多かったんですけど、そのときは、やっぱり裁判官の方がフォローをしてくださって、例えば、過去の事例はこんな感じなんですとか、ほかに裁判官が2人いらっしゃったので、その方に意見を振って、こんな感じで考えたらいんじゃないのみたいな話もあり、それも参考にできたので、分かりやすかったです。

司会者：評議の時間については、どんな感想を持たれていますでしょうか。長過ぎるとか、もっと十分話したかったとか、そういったところの感覚を伺いたいのですが、1番の方、どうですか。

裁判員経験者 1：日によって、評議の時間がまちまちでしたけど、長いときでしたら、ずっとこもってというか。私は、4日間でしたので、何も感じなかったのですが、もっと裁判の日が長い方でしたら、多分、これは大変やろうなみ

たいに思いました。私は特に、そう長い感じはしなかったです。

司会者：評議と申し上げているのは、証拠調べまでが終わって、最終的に判決の内容についての評議をする、その評議の時間なのですが、そこだけ切り取ってみても、同じですか。そんなに長くはなかったですか。

裁判員経験者 1：はい。

裁判員経験者 2：時間については、どちらかという、余り意識しなかったというのが、正直なところでは。

裁判員経験者 3：最初、話をしましたように、週末に恐らく評議が始まったと思います。最終、翌週の月曜日に判決があって、その当日の朝からも引き続き時間をとっていただいたのかなと思っています。そういう意味では、十分時間をいただいたんじゃないかなと思います。

司会者：逆に長過ぎるということは特に感じなかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：長過ぎるということはなかったです。

裁判員経験者 5：特に、裁判官の方は、しっかり、日程とか、時間帯の割り振りもスケジュールどおり進めていただいたのかなと思います。もしかしたら、1日延びるかもしれないと言われたんですけど、予定どおり終わりました。うちの評議の中では、問題はなかったと思います。

裁判員経験者 6：評議の件につきましても、検察側の求刑が出た後ということで、それがもとになり、判例などを出されまして、各個人、自分はどのように考えるかと、少しの違いですが、ばらばらになったのを裁判官の方たちのアドバイスとか、いろんな話の中で、まとまっていったというので、時間的には結構かかったとは思いますが、全員が納得いくような状況でできましたので、問題はなかったと思います。

司会者：皆さんに担当いただいた事件は、基本的に被告人が認めている事件だったようなので、評議の中心は量刑にあったのかなというふうに思うのです

が、先ほど類似事件の先例のこととかも出ていましたが、その量刑を具体的に決めていく際に、それぞれの事件の評議では、どういった資料に基づいて、協議が行われたのかというあたりをもう一度確認したいのですが、記憶のある限りで結構なんですけれども、1番の方、いかがですか。その評議の場で何を参考にされたかということで結構なのですが。

裁判員経験者1：過去にあった判例と、動機とかいろいろ書いていましたので、それに基づいて。あとは検察側の求刑、主にやっぱり検察側の求刑が中心でしたね。

裁判員経験者2：この刑の場合には、一番軽いのがこれで、一番重いのがこれですと、順番に線を引いていって、後は執行猶予というのがありますと、そのマトリックスの中で、どこに当てはめますかと。過去の例はこうですよというので、ホワイトボードを使って名前、2番なら2番ということで書いて、べたべたはっていって、それで議論を進めたというやり方だったように記憶しています。

裁判員経験者3：私、ちょっと時間がたっているのですが、事実をはっきり言えないところもあるのですが、過去の事例などを踏まえて、その中でできる中で最大の限、このあたりでしょうというお話で、最終的に決着になったのかなというふうに記憶しています。

裁判員経験者5：皆さんの言われているとおり、今までの事件の中で、この事件に対しては、これぐらいですよというのがありまして、最終的に納得できる判決にたどり着きました。個人的感情もちょっと入ってしまうのかなとか、判決に対して刑の年数とかをしっかりと判断できるのかなっていうのは、多少は不安がありましたが、最後、納得できる判決になりましたので、良かったのかなと思います。

裁判員経験者6：当時、判例集とかを見せていただいたと思います。そのときに、大体、罪名で何年以上ぐらいで、これぐらいに決まっているとかがい

とで、当然、検察側の求刑があった中で、先ほどのように、紙に書きながら、全員で話し合いながら、決めていったという形になります。

司会者：評議，評決をして結論を判決に裁判官のほうで表すわけですが，その判決を見て，評議をした立場として，適切に言いたいことが表されていたかとか，分量について，何か感じたことがありましたら，伺いたいのですが。

裁判員経験者 6：私たち素人として，いつも新聞とかテレビとか見ている中で，求刑が出たら，中で大体 2 割落として，判決が決まるみたいなのをよく見るので，そういうのもちょっと頭の中にあり過ぎたという部分もあります。

司会者：書かれた判決書を目にされて，自分たちが評議した内容がちゃんとそこに反映されているということだったのか，あるいは，そのボリュームとして，長い，短いという感覚が何かあれば，感想として伺えればということだったんですが。

裁判員経験者 6：そのところは別に問題ないと思っています。

裁判員経験者 5：最後の判決の部分で，一般的には，被告人に厳しく受け取られるかなということで，ちょっと被告人の思いを考えました。厳しい言い方になると今後のこともありますので，そのケアがちゃんと行き渡るかなと思いました。

裁判員経験者 3：評議の中で話をしたことを最終的には，判決文の中で出してもらったのは，間違いなくそのとおりだと思います。

裁判員経験者 2：評議で話したことが，右へ振れたり，左へ振れたりしたのですが，最終的には判決の案を作っていた中で，さすがに裁判官の方ってプロだなと思ったのは，よくこれだけの中身にまとめるなというのは，正直な感想です。それは，自分の仕事の中でもこういうまとめ方をしたらいいんだというのは，参考になった部分というのが多かったです。

裁判員経験者 1：私も特に問題なく，みんなのした評議が反映され，そして最

最終的に裁判官の方が上手にまとめられましたので、特に問題などは感じなかったですね。

司会者：それでは、次の点ですが、審理中、審理終了後の負担や義務についてということになります。裁判員の方には、評議の自由を保障するという趣旨で、評議の秘密、その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないといった守秘義務が課せられています。裁判員を終えられた今、そういった守秘義務があるということについて、どんなことをお感じになっているかということをお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 1：審理中や、審理上の守秘義務に関しましては、私は特に負担は感じなかったです。公判で明らかになったことに関しては、公になっていることで、話してもいいということでした。それぐらいしか話すこともありませんし、誰が何を評議中言ったとか、そのようなこと話そうとも何とも思わなかったもので、そんなに重く受け取ることもないなと感じました。

裁判員経験者 2：審理中というよりも、むしろ審理前ですね。前にいろいろ言っただけじゃないかというような話があったので、そちらの方が、実際にはどうしていいんだろうと思いました。例えば、事前に会社に裁判員になったのだけれどもというのを相談するとき、どこまで話していいのだろうかというところが非常に心配でした。審理をしたり、審理終了後については、判決が出た後だったので、公になっていることはいいですよというところで、一気に負担が軽くなったのと、それから書類関係は全部裁判所に置いて行って手元には何も残っていなかったもので、そういう意味での負担というのはどんどんなくなっていったというふうに感じています。

裁判員経験者 3：当初、裁判員に選ばれたという時点で、会社にも報告しました。その後の経過とか、あるいは、終わった後の報告という中では、こういう事案でしたということをお話していただきましたので、あえて、守秘義務に関してそんなに負担に思うところはなくて、言える範囲内のことを言っただけで終わ

っていました。ただ、一個人の感覚からすると、当然、どんな事案でもそうなのかも知れません。誰かが被害に遭っているような案件ですので、楽しい話では、もちろんないわけですし、たまたま今回、私が担当した案件は20代ぐらいの若い被告人、あるいは、被害者の話でしたので、自分にも、息子、娘がおりましたので、人ごとじゃないなという意味では、大変心が沈むような案件だったものですから、そういう面では、ちょっとしんどい思いをしたというのはあります。

裁判員経験者5：僕は、守秘義務の方法を難しく考え過ぎていまして、できるだけ審理中は、余り人に接触せんようにとか、誰かに会うとちょっと話してしまうのかなと思ひまして、気は使っていました。でも、終わった後に、ちゃんと説明がありまして、これぐらいやったら話してもいいですよという説明がありましたので、そんなもんなのかと思ひましたし、新聞にも出ますので、それぐらいはいいのかなと思ひました。僕自身が難しく考え過ぎていた部分があります。

裁判員経験者6：守秘義務に対しては、何かにつけて会社でも何でもそうなんですが、当たり前のことやと思っておりますので、その件に関しては何の問題もなかったのですが、家族にも一切その間は、それに対して一回も触れることもなく終わりました。判決の後、新聞が出たりして、ほっとしたという部分があります。余り人にしゃべることはないのですが、ほっとしたという部分がありました。

司会者：これまでの審理の過程に関する裁判員経験者の皆さんの御意見に関して、法曹三者から何か聞いてみたいことなどは、ありますでしょうか。

弁護士：先ほど秘密というところで、書類を全部置いていったので、ということをお聞きしましたけれども、自分がとったメモとかはどうされたのか、もしよろしければ教えていただければと。いつもどうしているのかということでもいいのですが、お願いします。

司会者：まずは、裁判員の方にといいでいでしょうか。

弁護士：差し支えなければそれでお願ひします。

司会者：実際、どうされたかという話を伺って、そのあと、裁判所から何か言うことがあれば言わせていただくということにしましょうか。

裁判員経験者 1：評議中とかにとったメモなんですが、メモ用紙やペンが裁判所から支給されまして、それは外に持ち出さないでほしいという説明がありましたので、評議室に置きっ放しでした。評議室もちゃんと鍵がかかっていましたので、特に持ち出すことがありませんでした。

裁判員経験者 2：私も持ち出さないようにということでしたので、持ち出しはしませんでした。ただ、私の場合、日ごろからメモを持ち歩いて、それから、多少色つきのペンを持ったりしたりしているところがあるので、最初のうち、ちょっと自分でその話が出る前に、メモをとっていたところがあったのですが、それはこういう中身ですが、よろしいですかという確認をして、それはオーケーだと。それから、自分の使い慣れたペンを持ち込んで、そのペンを使わせてもらうという形で、対応させていただきました。

裁判員経験者 3：確か判決の日に、私は部屋にあったシュレッダーにかけたと思います。

裁判員経験者 5：最初に説明がありまして、1番の方の言われたとおり、メモも全部置いていってくださいねと言われていたので、自分の手元に残るようなメモはしていませんし、渡された資料で全部メモを残していました。持って帰っていい資料だけは持って帰ってまして、記念にもらったかばんの中に一式大切に保管しております。

裁判員経験者 6：私も筆記用具とメモ類全て支給されたのは、置いて帰りました。あとは別に何も残ったものはないと思います。

司会者：裁判所から何か付加するところがありますか。

裁判官：皆さんが言われたとおりだと思いますが、基本的には事件関係の書類

等については、全て裁判所が最終的には回収させてもらいますし、家に帰ることも遠慮してもらい、その日、その日もらった資料等についても、評議室に置いて帰ってもらうことにしています。メモについても、自分の持ってきたメモとかに書かずに裁判所から支給したメモ用紙とか、当事者が出された書類にメモするなりしてもらおうとか、全て事件関係のものは全て最終的には裁判所が回収して処分するということになっています。外部に持ち出すことはないと理解してもらって結構だと思います。

司会者：最後に裁判員を経験して、全般的な御意見や御感想、それから、これから裁判員となられる方に対するメッセージといったものがあれば、お一人、一言ずつお願いします。

裁判員経験者 1：経験した感想で言いますと、やっぱりなかなかできない経験ですので、それはとても貴重な経験にもなりますし、あと、事件にもよりますが、裁判員に選ばれたからといって、重く受け止め過ぎることもなく、少し気楽といったらちょっと変ですが、参加してみてもいいのではないかと私は思いました。

裁判員経験者 2：審理からその判決にまとめる、まとめ方とか、それから裁判員はやっぱり慣れない人が多いので、自分のほうから発言はしないのですが、裁判官の方の意見交換の進め方とか、そういうのは会社の業務にも非常に生きる内容で参加して非常によかったと思っています。

裁判員経験者 3：貴重な経験をさせていただいて、なかなか日常知り得ないようなことの経験をさせてもらったかなと思っています。ただ、1回したら、次の方に譲ったらいいかなとも思っています。それから、当初、裁判の途中で世間話的に聞いていたんですが、裁判員としてかかわっているのに、判決が出て、その案件がどうなったかということ、聞かなきゃ教えないのっていうのが、ちょっと私の中ではどうなのかなというのはあります。当然、裁判員として関わったのだから、結果を教えてほしいというのが、私の要望

です。

司会者：今、おっしゃった結果というのは、その事件が、その判決で確定したのか、控訴、上訴されてどうなったのか、そういったことをおっしゃっているわけですね。

裁判員経験者 5：全員が当たるというわけではなく、限られた人が抽せんで当たっているのですが、その中でも周りの人に、ちょっと聞いてみたのですが、やっぱりやったことがないという中で、自分がこの裁判員に当たって、いい経験ができたのかなと思います。会社も上司を含め相談しまして、バックアップしてもらっていますし、会社の制度も、裁判員が当たれば裁判員休暇というものもあります。ほかの方の話を聞いていますと、やっぱり有給を使って来ているということですので、社会的にも重要な役割なので、今後も企業のほうで、社会的責任ということがありますので、そういう制度を設けてもらって、参加していただけたらいいのかなと思います。選任手続の中で、体の不自由な方も一部おられましたので、その人に当たるよりは、僕らみたいなちょっと受けやすい人が出たほうがいいのかと思っていました。難しく考えていたのですが、実際、やってみて、そんなに難しいことでもないのです、これから年代関係なく抽せんで当たるのですが、若い人にも出てもらったら良い経験になるのじゃないかなと思います。その辺で、1回経験して、また次の機会により良くなるような裁判ができるような制度にしてもらいたいと思います。

裁判員経験者 6：先ほども聞いておりましたように、良い経験になったということは、確かなんですが、それ以上に責任感というものを大きく感じる経験でした。それと、私たちの審議のときに、1日目に1人病気になられて、補充裁判員が1人しかいなくていっぱいなので、その間、インフルエンザがはやっている時期でしたので、健康管理に気を使うこともありましたので、補充裁判員をもう1人ぐらい考えておくのが無難でないかということ

感じました。あそこで裁判が流れることがあるということを知りましたので。皆さん、先ほども有給を取るという話があり、会社によって、僕らは、特別休暇が取れるということは、恵まれているのかもしれませんが、やっぱり社会的にこういうことが義務というのか、特別休暇が取れて当たり前のような状況を作らないと裁判員制度がうまく続いていかないんじゃないかと思っておりますので、そういう方にもう少し力を入れていただきたいと思っております。

司会者：皆さん、本当にどうもありがとうございます。

予定していた進行は以上なのですが、ここで報道の関係の皆さんから御質問があれば、裁判員経験者の方に答えていただこうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

記者（読売新聞）：裁判員制度というのは、基本的には重大事件、殺人であるとか、性的犯罪というのが含まれる事件が多くて、その裁判員の方に対する精神的負担が非常に問題になっておりますが、今回、経験されて、特に皆さんはそこまでの負担を感じられなかったというのは、あると思うのですが、そういう重大事件を目の当たりにしたということに対する感想と、あとは、被害者の方、最近は被害者の方に非常に配慮して、裁判に参加することもあると知りましたが、まずは被害者の方が参加することをどう思われるのか、したほうがいい、あるいは、それはやめたほうがいいというのを、もし御感想、御意見などあれば聞かせていただければと思います。

あと、これは法曹三者の方に対してなのですが、今の、裁判員の経験者の方のお話を聞かれて、参考になったことなど一言ずつ教えていただけたらと思います。

司会者：それでは、裁判員経験者の方に伺っていきたく思います。1番の方からお願いします。

裁判員経験者1：被害者の方の傍聴の参加に関してなのですが、その辺は、人によるといえばよりますけど、ただ、今まで被害者の方が何も知らないでや

っていたと聞いたことがありますので、それに関しては、ちょっと蚊帳の外にするのはどうかなと思うので、参加に関しては、私はすべきかなと思います。

裁判員経験者 2：私が参加した事件では、被害者の方はもう既に亡くなっていたので、被害者の方というのは参加されませんでした。ただ、被害者の方は、思い出したい、思い出したくないということもあると思いますので、参加されるかされないかというのは、任意だと私は思います。重大事件に参加してということなのですが、やっぱり人が人を罰するというのですか、罪を決めるというのは、非常に人間の尊厳にもかかわるような問題だと思っているので、慎重にならざるを得ないという意味では、負担は非常に大きかったです。ただ、やっぱりそういう仕事というのがあるのだという、必要な仕事ですので、そういうものに参加できた、あるいは、加害者の方の気持ちというのですか、そういうのも同情できるところもないわけではないので、そういうことで、社会の中で自分ができるところをやっていきたいというような思いを新たにしたいという面では、非常に参加してよかったと思っています。

裁判員経験者 3：被害者の方の参加は、ちょっと、私の案件はわからないんですが、被害者の方が参加したいという意向があれば、参加してもらった方がいいんじゃないかなと思います。現実問題は、難しいこともたくさんあるかと思うんですが、それから、今、2番の方がおっしゃったように、人が人を裁くというのは、ものすごく難しいことだと思います。改めて感じました。

もう一つは、その後というのが、今回の場合だったら、被告人のその後というのは、一体、誰がフォローをしているんだろうなということは、ちょっと疑問に思いました。

裁判員経験者 5：僕の案件も被害者死亡で、出てこられる状態ではなかったので、ちょっと答えづらいのですが、実際にやっぱり判決する上では、必要かなと思います。ただ、事件を思い出したくない人も多分いると思いますの

で、そこら辺は被害者の方に同意を得た上で、出るか出ないかを判断してもらったらいと思います。ただ、その被害者がどういう思いでいるかということは、伝えてもらわないと分かりませんので、そこら辺の聞き取りはしっかりしてもらいたいと思います。

裁判員経験者 6：私の件も、家族内の問題というので、被害者は出てくることはなかったんですが、今、被害者参加制度というのは、あるんですね。あるのであれば、やっぱり連れてきて、もし、私とその立場になれば、出てきてはっきりしたことを述べたいと思います。あとは、ケアの問題ですが、やっぱり平和というか、そういう安定した世の中を作るためには、法に照らして、粛々と物事は進めるべきであると思います。

司会者：裁判員経験者の方に対する質問の関係は以上でいいですか。

記者（読売新聞）：はい。

司会者：次の法曹三者の受けとめ方というか、御意見を伺って考えたことについての質問があったと思います。

裁判官：今日のお話の中で、その期日の設け方とか、先ほど出た補充裁判員の数、あと、裁判員の方に控訴されたかどうか、結果をどうやってお知らせするか、いろいろ課題は上がってきましたので、今後の執務の参考にしたいなと思います。あと、今日の意見交換会では、一見順調に行っているような意見がたくさん出たと思うのですが、いろいろ意見が出た中で、裁判官の説明を聞いて分かったという意見があったと思います。本来、裁判員裁判は、裁判官が解説しなければ分からないというのでは、いけないのだろうなと思いますので、これは法曹三者に課せられた課題だと思いますが、検察官、弁護人の訴訟活動によって、特に裁判官が何の解説もせずに、裁判員の方がぱっと理解できるようにすることが、大切なんだろうなと思います。そのためには、きっと、裁判官、検察官、弁護人で事前の争点整理、公判前整理手続というのをやっていますが、その中でいかに争点を詰めていって、どういう証

拠を調べれば、ぱっと見ただけで、裁判員の方に理解していただけるのかということが、今後の法曹三者に課せられた課題かなと思いました。

検察官：本日のお話を伺っていて、冒頭陳述、もしくは冒頭手続と、その審理、それから論告の違いが余りよくわからなかったという御意見がございまして、これは、今後法曹三者で、より広く啓蒙していかなければならないことかなと思いました。裁判員制度も始まって、それなりの年数を経てきておりますので、制度自体のことについては、かなり浸透してきているのかなと思いますが、これから、さらに次のステップとして、その裁判システムの中身についても、より広く知っていただくという必要があるのかなと思いました。

それから、自らが関わった事件のその後のことについてお知りになりたいというのは、非常に新鮮な話として私は受け止めました。これも、今後、制度化していくかどうかというのは、大きな議論が必要かと思いますが、新しい話だなと思ってお聞きしていました。

弁護士：特に、情状とかで弁護人の主張が分かりにくかったとか、こういう証人がいればよかったのにとかいう御意見をいただいて、弁護人としては、もちろんそういう働きかけをすることが多いですが、なかなか協力をいただけないこともありまして、裁判員裁判を通じて、市民の方にも裁判に対する協力をしていただけるような社会になっていくといいかなと、私としては思いました。また、分かりにくい点に関しては、一層どうすれば分かっていたのかということについては、中身についても切磋琢磨していきたいと思えます。

あと、検察官もおっしゃいましたが、被告人の判決の後、誰がフォローしているのかという問題は、最近よく取り上げられてはいるとは思いますが、やはり司法と福祉の関係ということで、滋賀でももちろん地域定着センターなどがあって、我々も協力を求めたりということはしていく方向にはあると思うのですが、制度としても整えられていく必要があるのではないかと

考えております。

司会者：報道関係の方から、更に何か御質問ありますか。

記者（京都新聞）：裁判員として参加されて、法律に詳しい裁判官の方々と一緒に審理をする上で、やはり知識や考え方で、ギャップなどがあったと思うのですが、そのあたり、どのあたりでギャップや差異などを、とみに感じられたかというのと、あと、それをどのように解消して結論に至られたかというのを、教えていただきたいです。まだ、ちょっと実はもやもやが残っていますというのでもいいのですが、そのあたりをお願いします。

裁判員経験者6：ギャップというよりも、どうしても感情移入という問題が一番葛藤する部分だったと思います。ただ、判決の中では、この罪状に関しては、何年以上と判例なりを見た状況で、さっきから言うように、粛々と進めなければ、事は治まらないと思います。いろんな意見を聞きながら進めていかなければいけないということで、最終納得したということになります。

記者（京都新聞）：感情移入というのは、被告人に対してですか。それとも被害者に対してですか。

裁判員経験者6：そういうこともありますし、また、いろんな話を聞くと、また感情が入ってきますよね。事件によって、どうしても許せない場合と、仕方なかったなという場合ってあるじゃないですか。そういう部分の感情です。

裁判員経験者5：やはり、難しいことは難しいんですけど、難しく考えるとやっぱり考え過ぎてしまいますので、裁判官の方の上手な説明もありまして、そんなにギャップ感があったとも思えないです。評議している中では、やっぱり見ているところは一緒なのかなとも感じ取れましたし、どういう判決にしないといけないかというのも、結論がありましたので、厳しい、厳しくないという目より、最終その判断はやっぱり、裁判の中で裁判官と裁判員でやらなければいけないことなので、大きなギャップというのは、なかったのかなと思います。

裁判員経験者3:私の場合は、当時、今思い返してみたら、合ってるかどうか分かりませんが、ギャップといえば、ギャップが一部ありました。というのは、そのときの私の感覚からすれば、どちらかというところ、被害者側になって考えているところがあったのかなというのは、正直あります。今、まだちょっと中途半端で分からないところがあるんですが、何のために裁判員裁判をするかといったら、一般市民の感覚を入れるんじゃないのと思っています。その一般市民の感覚というのは、どちらかというところ、加害者の側の感覚なのか、被害者の側の感覚なのかといったときに、被害者の側の感覚じゃないのかなと、当時、私は思っていました。

裁判員経験者2:裁判所とのギャップという意味で、一番大きかったのは、言葉のギャップがやっぱり一番大きかったです。親切には教えてはいただくのですが、例えば、今、言われた書証とか、人証という言葉は、一般の生活では耳なれない言葉なので、その言葉って何ですかっていうのを聞くと、やっぱり、自分たちは裁判員として、自分たちの感覚で参加しているのではなくて、裁判に参加しているんだと。要するに、プロの方のやっていることに、参加しているんだという感覚はどうしてもつきまとうかなと思います。そうになると、例えば、判例、あるいは、この刑ですと、一番軽いのがこうで、重いのがこうというのが大体決まっていますよと、いう話になってきて、そうすると、その中から選択すると、先ほど言われていた市民感覚というのは、じゃあどのあたりまで発揮できるのかなというところは、それが正しいのか、正しくないのかというのは、ちょっと正直分からないところはあるんですが、参加するということは、非常に有意義なことだと思いますし、どちらかというところ、常識的な範囲で収まったのかなと思っています。

裁判員経験者1:裁判官とのギャップというのは、特に感じることはなかったです。私が担当した案件は、加害者もある意味、被害者みたいな事件でもありましたので、その辺も加味して、訴えの中だとか、裁判員に参加した方の意

見とか取り入れて、上手にまとめられまして、常識的な範囲内で収まったかなと思える案件でした。特にギャップというのは、感じなかったです。

司会者: 裁判員経験者の皆様には長時間、意見交換会に御参加いただき、ありがとうございました。本日、聞かせていただきました貴重な御意見を参考にしながら、当庁におきましても、裁判員裁判の運用をよりよいものとして、より充実した分かりやすい裁判を実現したいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。